## 新 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件 旧 対 照 条 文

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	修修了者」という。) 福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(以下「実務者研	- 項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護	士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 第四十条第二	ができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉	九年法律第百二十五号)附則第二条第二項の規定により行うこと	二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成十	一 介護福祉士	者とする。	として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる	合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者	同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場	居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び	(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定	関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項	律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法   に	改 正 案
						(新設)	一 介護福祉士	者とする。	として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる	合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者	同令第四十四条第一項 (同令第四十八条第二項において準用する場	居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び	(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定	関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五条第一項	律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	現行

当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者からの規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年が技術を習得することを目的として行われる研修であって、次条び技術を習得することを目的として行われる研修であって、次条三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害三十会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十

した旨の証明書の交付を受けた者 を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了 、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程 、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程 の及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する 四 障害者居宅介護従業者基礎研修(障害者等に対する入浴、排せ

行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同様であって、別表第二から別表第四までに定める内容以上のもの修であって、別表第二から別表第四までに定める内容以上のもの、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護工 重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者であって常工 重度訪問介護従業者

(新設)

兀 行し、 時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護 を有する障害者等に対して、 者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 をいう。 修であって、 護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介 重度訪問介護従業者養成研修 (重度の肢体不自由者であって常 移動に必要な情報の提供、移動の援護、 以下同じ。 別表第一から別表第三までに定める内容以上のもの )の課程を修了し、当該研修の事業を行った 外出時において、 排せつ及び食事等 当該障害者等に同 移動に著しい困難

該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当あって、別表第五又は別表第六に定める内容以上のものをいう。関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修での介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに

した旨の証明書の交付を受けた者を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程八年成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者研

を修了した旨の証明書の交付を受けた者の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修、「平成二十五年三月三十一日において現に障害者居宅介護従業者

した旨の証明書の交付を受けた者を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程「平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研

研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課十一(平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成

該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当あって、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修での介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに

五

明書の交付を受けた者 (知的障害又は精神障害により行動上で動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上で動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上で

旨の証明書の交付を受けた者了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修べ、平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の

(新設)

した旨の証明書の交付を受けた者を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程七、平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研

修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程八.平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研

了した旨の証明書の交付を受けた者程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修

た旨の証明書の交付を受けた者修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了しの課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を十二。平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修

を修了した旨の証明書の交付を受けたものの課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当該研修研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課十三 平成二十五年三月三十一日において現に居宅介護職員初任者

の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。
「該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を受講中の者であって、平成二十五年四月一日以降に当者基礎研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研

修了した旨の証明書の交付を受けたもの課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を程を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課十五 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成

を修了した旨の証明書の交付を受けた者の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程程を受講中の者であって、平成二十三年十月一日以降に当該研修研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課-六 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成-六 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成

十七 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修

した旨の証明書の交付を受けた者を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了

旨の証明書の交付を受けた者了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修入。平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の

た旨の証明書の交付を受けたもの修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を選程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受け、平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の

(新設)

修了した旨の証明書の交付を受けたもの課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を程を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課- 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成- 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成

を修了した旨の証明書の交付を受けた者の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程程を受講中の者であって、平成二十三年十月一日以降に当該研修研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課-1 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成-1 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成-1

| 十三 | 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修

した旨の証明書の交付を受けたものを修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を

定する政令で定める者十八 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第二項に規

二十一 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業

した旨の証明書の交付を受けたものを修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を

定する政令で定める者十四の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二項に規

十五 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等十五 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業 (法附則第三十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法事業 (法附則第三十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法事業 (法附則第三十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法事業 (法附則第三十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法をいう。) に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

の交付を受けた者 の交付を受けた者 の交付を受けた者 の交付を受けた者 のの交付を受けた者 ののの告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者と して厚生労働大臣が定めるもの (以下「旧指定居宅介護等従業者 での交付を受けた者 という。) 第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修又は まず」という。) 第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成 は この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者と

十七 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者

明書の交付を受けた者当該研修の課程を修了した旨の証当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、る知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げ者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四

## (準用)

句にそれぞれ読み替えるものとする。
告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第二条 居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二

書の交付を受けた者

該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相知的障害者外出介護従業者養成研修、第五号に掲げる基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第四号

## (準用)

第二条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二第二条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二条 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二

別表第二演習の項		別表第二講義の項
居宅介護支援	他の	主任訪問介護員が行う
相談支援		他の

講義及び演習の項

老化

障害

症

障 害 知

老化

認知症・

行

)動障害

記記が語		
	別表第三実習の項	別 表 第
訪問介護計画	別表第三演習の項	別表第
訪問介護員	り 第四 四	講義の項及び別表第四
訪問介護に関する	別表第三講義の項	別表第一
老人保健福祉		
る		
センター の業務に関す		
ター又は老人介護支援		
及び地域包括支援セン		
訪問看護に関する実習		
の業務に関する実習、		
デイサー ビスセンター		
等に関する実習、老人		
を提供する者との連携		
ビス又は福祉サービス		
行う他の保健医療サー		
習、主任訪問介護員が		
老人等に対する介護実		
認知症の症状を呈する	別表第二実習の項	別表第一
処遇		
		お   お   お   お   お   お   お   お   お   お

演習													講義	区 分	別表第一
の基本的な態度に関する演福祉サービスを提供する際	礎的な知識に関する講義医学等の関連する領域の基	義家事援助の方法に関する講	講義基礎的な介護技術に関する	害等に関する講義障害者及び老人の疾病、障		居宅介護に関する講義	る講義	並びに社会保障制度に関す	祉に係る制度及びサービス	障害者福祉及び老人保健福	講義	の基本的な考え方に関する	福祉サービスを提供する際	科 目	(第四号関係)
四	五	四	   ≡I	<u>≡</u> l		<b>=</b>				四			Ξ	時 間 数	
					する講義を行う	の職業倫理に関居宅介護従業者								備考	

の項 及び別表第四実習 ター

所

								اار <u>م</u>						Pill	اانو						
別表第六	別表第五	別表第	福祉士	この	(注)		(略)	別表第四	修の課	この	(注)		(略)	別表第三	別表第二			実習			
(第六号関係)	別表第五(第六号関係)(略)	表第五(第六号関係)(略)別表第三第一号に定める内容を含むものとする。福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及3	福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る	この表に定める研修の課程は、別表記		(略)	(略)	(第五号関係)	修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	この表に定める研修の課程は、別表		(略)	(略)	(第五号関係)	(第五号関係) (略)	合計	サービス提供現場の見学	生活介護を行う事業所等の	事例の検討等に関する演習	演習基礎的な介護技術に関する	習
		のとする。	第四条及び	別表第二、別表		(略)	(略)		われるもの	第二に定め		(略)	(略)	_		五〇		八	<u>≡</u>	-0	
			ら。 (及び第十三条に係る別表第三並びに社会	役第三並びに社会		(略)	(略)		とする。	別表第二に定める内容以上の研		(略)	(略)								
別表第五(第四	別表第四(第四	別表第三第一	福祉士及び介	この	(注)		(略)	別表第三	修の課程を修	この	(注)		(略)	別表第二	別表第一						
(第四号関係)	(第四号関係) (略)	三第一号に定める内容を含むものとする。	及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る	この表に定める研修の課程は、別表		(略)	(略)	(第三号関係)	程を修了した者を対象として行われるものとする。	この表に定める研修の課程は、別表		(略)	(略)	(第三号関係)	(第三号関係) (略)						
		ものとする。	則第四条及び	衣第一、 別表		(略)	(略)		1)われるもの	衣第一に定め		(略)	(略)								
			5第十三条に係る	別表第一、別表第二並びに社会		(略)	(略)		のとする。	別表第一に定める内容以上の研		(略)	(略)								

別表第七(	修の課程	注	(略)
別表第七(第七号関係)(略)	修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。  この表に定める研修の課程は、別表第五に定める内容は、??	(略)	(略)
	われるもの第五に定め	(略)	(略)
	て行われるものとする。別表第五に定める内容以上の研	(略)	(略)
메			
別表第六	修の課程	注	(略)
(第五号関係) (略)	修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。  この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容3~?	(略)	(略)
	行われるもの表第三に定め	(略)	(略)
	して行われるものとする。別表第三に定める内容以上の研	(略)	(略)